

第20回全国農業担い手サミットinこうち協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第20回全国農業担い手サミットinこうち（以下「担い手サミット」という。）の趣旨に賛同する個人、法人及びその他団体（以下「企業等」という。）が、担い手サミットに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第20回全国農業担い手サミットinこうち実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛（担い手サミットの準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供）
- (2) 物品等協賛（担い手サミットの準備及び運営に要する物品及び広報等（以下「協賛品」という。）の提供）
- (3) その他協賛（前各号のほか、実行委員会が特に認めるもの）

2 前項第1号に規定する協賛金の提供については、1万円単位とする。

3 第1項第2号に規定する協賛品は、物品等協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定する。

(募集期間)

第3条 募集期間は、次の各号について定めるものとする。

- (1) 資金協賛については、平成29年4月1日から平成29年6月30日までとする。
- (2) 物品等協賛及びその他協賛については、平成29年4月1日から平成29年9月30日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ第20回全国農業担い手サミットinこうち協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を委員長に提出するものとする。

2 委員長は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込書を提出した企業等（以下「申込者」という。）に対し第20回全国農業担い手サミットinこうち協賛申込受理書（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する協賛の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として実行委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承認を得た場合は、第3条第1号に定める募集期間内に、協賛金を分割して納付することができるものとする。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の申出により、協賛金の領収書を発行することができるものとする。

（協賛品の受納等）

第6条 第2条第1項第2号又は第3号に規定する協賛の申込者は、受理通知を受けたときに限り、実行委員会が指定する方法により、協賛品を納めるものとする。

2 協賛品として、広報等を行おうとする者は、内容の詳細について事前に実行委員会と協議し、これを実施するものとする。

3 協賛者は、前項の公報等をしたときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

4 実行委員会は、複数の申込者から同一の物品等協賛の申込があり、必要数以上となった場合、申込順に受理するものとする。

5 実行委員会は、協賛者の申出により、協賛品の受領書を発行することができるものとする。

（協賛の特典等）

第7条 協賛者の特典は、別表「協賛者特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に規定する協賛者の特典は、実行委員会が協賛の内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

2 企業等が複数回の協賛をした場合には、その合計額に応じた特典とする。

3 実行委員会は、第1項本文に規定する協賛特典以外に、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

（協賛金の使途）

第8条 協賛金は、その全てを担い手サミット行事の経費に使用し、目的外の使途には一切使用しないものとする。

（協賛申込の不受理等）

第9条 実行委員会委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする場合
 - (2) 担い手サミットを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある場合
 - (3) 暴力団（以下、高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）であると認められる場合
 - (4) 役員等（以下、次のア及びイに掲げる者をいう。）が暴力団員等であると認められる場合
 - ア 法人その他の団体（以下、「法人等」という。）にあつては、代表役員及び一般役員等、その他いかなる名称であるかを問わず、経営に事実上参加している者
 - イ アに掲げるもののほか、事業所の業務を統括する者（使用人、支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
 - (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを使用、若しくは雇用している場合
 - (6) 暴力団又は暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与していると認められる場合
 - (7) 役員等が、自己及びその属する法人等、若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる場合
 - (8) 役員等及び法人等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力、又は関与していると認められる場合
 - (9) 役員等が、その業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められる場合
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (11) 担い手サミットについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
 - (12) その他法令又は公序良俗に反する者など委員長が不適當と判断する場合
- 2 委員長は、協賛者が、協賛後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品を返戻する。

附則

この要領は、平成29年3月22日から施行する。

別表

協賛者特典一覧

区分		30万円以上	10万円以上 30万円未満	1万円以上 10万円未満
1	大会資料及び大会記録誌への掲載	○	○	○
2	全体会会場内の協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	—	—
		協賛者名	○	○
3	県HPのサミット広報ページへの掲載	協賛者ロゴ、協賛HPにリンク	—	—
		協賛者名	○	○
4	大会協賛呼称、大会テーマの使用	○	○	○
5	全体会（式典）参加者席の確保	○	○	—

【留意事項】

- 1 1～3の特典については、掲載順は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申し込み順とする。なお、金額と申し込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。
- 2 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ものとする。
- 3 大会協賛呼称とは、「第20回全国農業担い手サミット in こうち協賛企業（団体）」とする。
- 4 協賛者特典のうち、県HPのサミット広報ページへの掲載（区分3）にある協賛者ロゴ、協賛HPのリンクに掲載できない広告は以下のとおりとする。
 - ・政治性又は宗教性のあるもの
 - ・社会問題についての主義・主張
 - ・誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ・第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ・風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - ・法令、規則等に反するもの

別記様式第1号

第20回全国農業担い手サミットinこうち協賛申込書

平成 年 月 日

第20回全国農業担い手サミットinこうち実行委員会
委員長 野村 和仁 様

住所又は所在地
名称
代表者（役職・氏名） 印

第20回全国農業担い手サミットinこうちへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

1 協賛の形態（該当するものを○で囲んでください）

資金協賛 ・ 物品等協賛

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金 額	金 円
納入予定時期	平成 年 月

(2) 物品等協賛

品 名	
数 量	
仕 様 等	
付 属 品 等	
提 供 方 法	提 供 ・ 貸 与
価 格	
納品予定時期	平成 年 月

3 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		F A X	
メール			

第20回全国農業担い手サミットinこうち協賛申込受理書

平成 年 月 日

様

第20回全国農業担い手サミットinこうち実行委員会
委員長 野村 和仁

平成 年 月 日付けで申込みのありました「第20回全国農業担い手サミットinこうち協賛申込書」を受理いたしました。

協賛金の支払い方法（又は協賛品の受納方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

同封の「協賛金の納入方法について（ご案内）」のとおりお振込み願います。

【協賛品の場合】

1 協賛物品の納品方法

別添の方法により、期限までに納品をお願いします。

2 協賛者ロゴの掲載（協賛金額30万円以上の場合）

協賛者ボード及び県HPの第20回全国農業担い手サミットinこうち広報ページに掲載しますので、希望される場合はロゴの電子データの提供をお願いします。

第20回全国農業担い手サミットinこうち
実行委員会事務局
(高知県農業振興部 農地・担い手対策課内)
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL:088-821-4809、FAX:088-821-4519